

南阿蘇村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	11,885	8,024,878	530,620	1,447,911	18.0	20.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

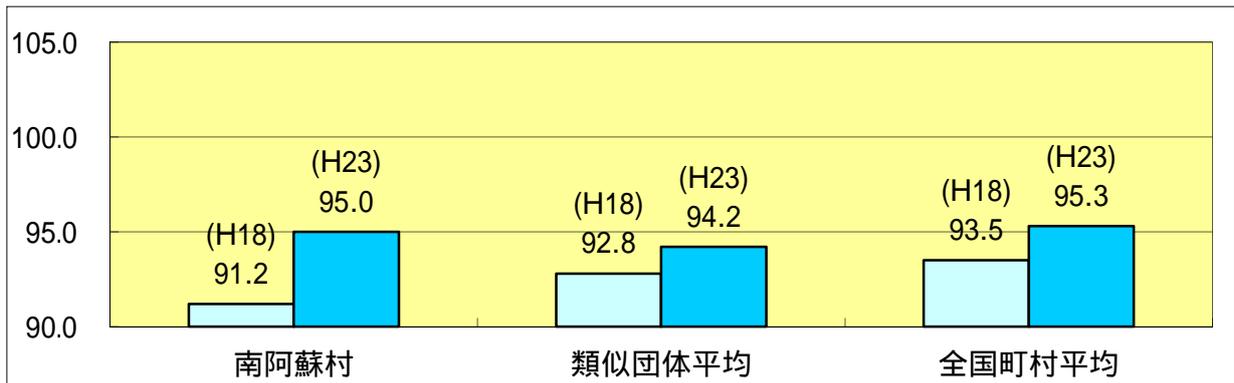
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	156	611,985	80,564	224,286	916,835	5,877	5,576

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

南阿蘇村には人事委員会がないため該当しません。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南阿蘇村	42.8 歳	319,380 円	356,824 円	351,805 円
熊本県	43.9 歳	337,087 円	395,657 円	365,691 円
国	42.3 歳	327,205 円		397,723 円
類似団体	43.5 歳	318,765 円	367,292 円	345,267 円

技能労務職

区 分	公 務 員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南阿蘇村	50.8 歳	284,809 円	296,847 円	296,847 円				
うち運転手	50.8 歳	284,400 円	301,750 円	301,750 円	家用自動車 運転者	58.6 歳	217,000 円	1.39
その他の労務職	50.8 歳	284,946 円	295,312 円	295,312 円				
熊本県	48.3 歳	322,441 円	359,009 円	340,633 円				
国	49.5 歳	283,862 円		321,662 円				
類似団体	49.5 歳	287,327 円	311,633 円	300,863 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
南阿蘇村			
うち運転手	4,844,813 円	3,050,000 円	1.59
その他の労務職	4,728,502 円		

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		南阿蘇村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	167,034 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	135,897 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	142,299 円	-
	中学卒	129,200 円	126,585 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,150 円	290,100 円	359,700 円
	高校卒	212,700 円	250,967 円	305,900 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

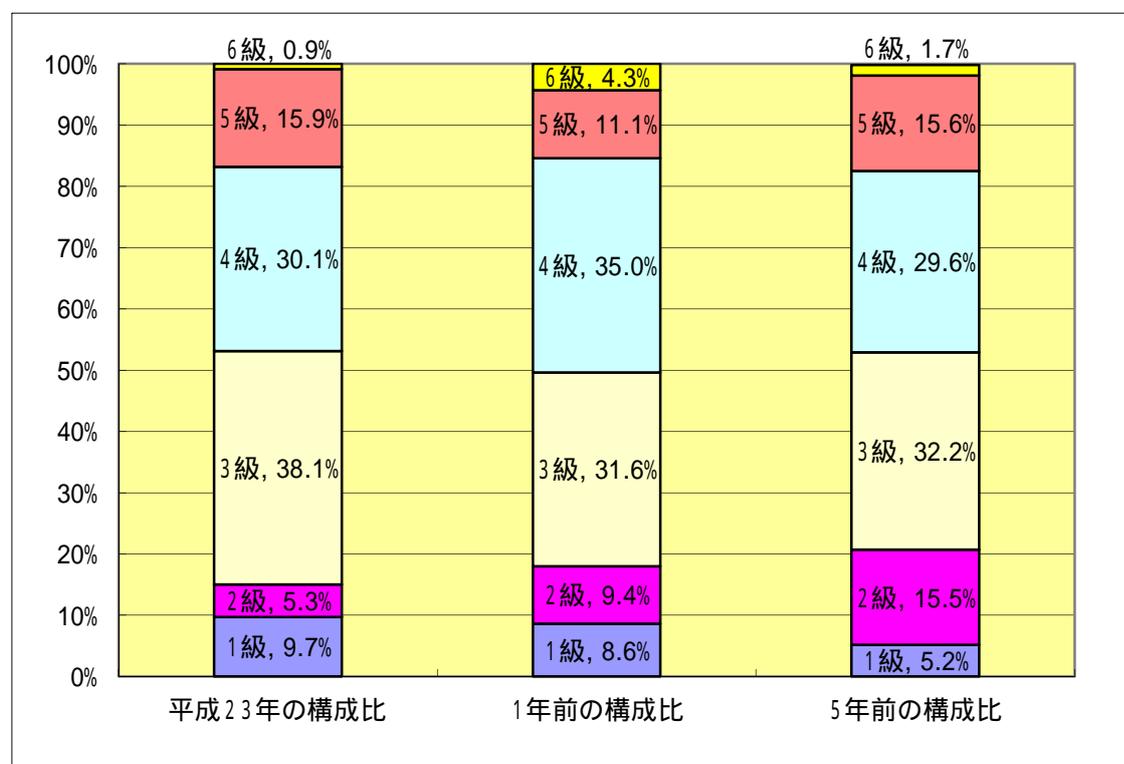
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、保育士及び保健師の職務	11人	9.7%
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士及び保健師の職務	6人	5.3%
3級	係長の職務 主査の職務 その他長が規則で定める職の職務	43人	38.1%
4級	課(所)長の職務及びその職務に相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長補佐、主幹の職務及びその職務に相当する職務	34人	30.1%
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長及びその職務に相当する職務	18人	15.9%
6級	総務課長及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	1人	0.9%

(注)1 南阿蘇村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成22年から試行中

2. 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が試行中であるため、昇給区分に差を設けなかった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南阿蘇村		熊本県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,413 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,586 千円			
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務実績の評定の実施状況 平成22年度から試行中
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 人事評価が試行中であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行った。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

南阿蘇村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)			
	定年	勸奨			
1人当たり平均支給額	22,291 千円	- 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

南阿蘇村には本手当はありません。

(4) 特殊勤務手当

南阿蘇村には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度 決算)	4,501 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (22 年度 決算)	42 千円
支給実績 (21 年度 決算)	6,410 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (21 年度 決算)	60 千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族:6,500円	同じ	-	26,744 千円	249,944 円
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)	一部異なる	持家居住者、取得後5年まで2,500円	8,368 千円	102,044 円
通勤手当	交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用の場合:距離に応じ2,000~24,500円	同じ	-	10,258 千円	68,977 円
管理職手当	課長級:給与月額7% 審議員:給与月額6% 課長補佐:給与月額4%	異なる	国は定額制	14,615 千円	239,585 円
宿日直手当	宿直・日直勤務を命じられた職員に対し、1回4,200円を支給	同じ	-	8,165 千円	68,040 円
休日勤務手当	祝日に勤務した職員に通常の間単価に135/100を乗じた額	同じ	-	- 千円	- 円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	村 長	763,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 796,100 円 / 353,500 円
	副 村 長	580,000 円	661,200 円 / 326,400 円
報 酬	議 長	310,000 円	326,000 円 / 207,000 円
	副 議 長	256,000 円	269,000 円 / 172,500 円
	議 員	233,000 円	250,000 円 / 157,500 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(22年度支給割合) 2.6 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.6 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 763千円×在職年数×500/100 580千円×在職年数×290/100	(1期の手当額) (支給時期) 15,260千円 退職又は任期満了 6,728千円 退職又は任期満了
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

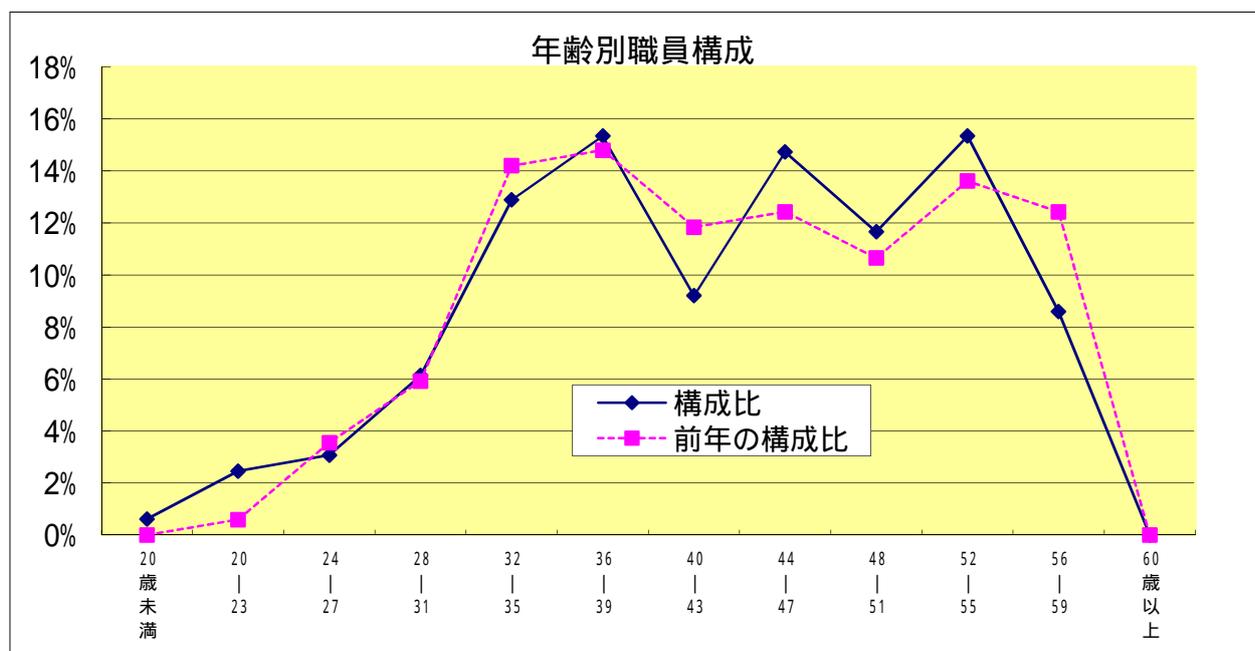
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務見直しによる減員
		総務	47	45	2	
		税務	12	12	0	
		民生	45	45	0	
		衛生	3	3	0	
		農林	16	15	1	
		商工	5	5	0	
	土木	11	10	1		
	計	141	137	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 115.3 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 93.08 人)	
	教育部門	15	14	1	事務見直しによる減員	
消防部門	-	-	-			
小計	156	151	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 127.1 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 112.78 人)		
公営企業会計等部門	水道	4	3	1	事務見直しによる減員	
	下水道	3	3	0		
	その他	6	6	0		
	小計	13	12	1		
合計	169	163	6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 137.1 人		
		[195]	[195]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	5人	10人	21人	25人	15人	24人	19人	25人	14人	0人	163人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	147	145	147	141	141	137	10 (4.7)%
教 育	18	18	16	16	15	14	4 (28.6)%
消 防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	165	163	163	157	156	151	14 (7.7)%
公営企業	19	19	11	13	13	12	7 (35.0)%
総 合 計	184	182	174	170	169	163	21 (10/6)%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。